

第1章 耐震改修促進計画の位置づけ

①計画の目的

- 住宅・建築物の耐震性の地震に対する安全性の向上を総合的かつ計画的に促進することを目的とする計画として策定。
- 計画期間満了にあたり、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下、「基本方針」という）」の改定などを踏まえて改定。

②計画の位置づけ

- 本計画は、耐震改修促進法第6条に基づき策定するもので、「基本的方針」を踏まえ、「福岡県耐震改修促進計画」等との整合を図るもの。

③計画期間

- 計画期間は令和17年度まで（5年を目途に見直し）

第2章 建築物の耐震化の現状と課題

1. 想定される地震と被害の想定

①活断層型の地震

- 福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査」（以下、「県アセス調査」という）では、市内の活断層として小倉東断層及び福智山断層が挙げられており、最大の被害として、ともに、地震動が震度7、建物被害は全壊・全焼が約11,000棟と想定されている。

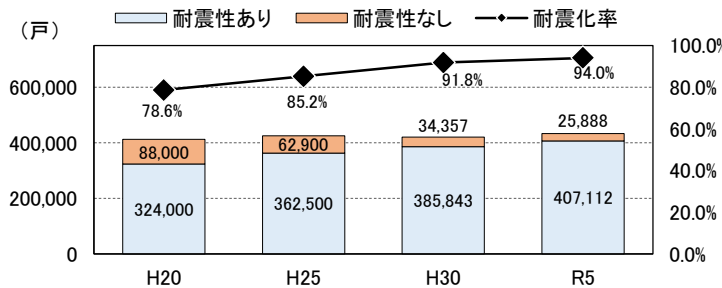
②南海トラフによる地震

- 県アセス調査では、福岡県での最大の被害として、地震動が震度5強で、建物被害は、主に液状化により生じ、全壊・全焼が約700棟と想定されている。

2. 耐震化の現状

①住宅

- 住宅全体の耐震化率は令和5年度末で94.0%となっている。耐震化率が約87%となっている木造戸建て住宅の耐震化に課題がある。



②特定既存耐震不適格建築物(令和5年度末)

- 多数の者が利用する建築物(一般の特定建築物)の耐震化率:95.8%
- 耐震診断義務付け対象建築物(要緊急安全確認大規模建築物)のうち耐震性が不十分なもの:6棟
- 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物(通行障害建築物):約340棟
- 市有建築物の耐震化率:99.0%
(市営住宅:98.3%、市営住宅以外100%)

3. 耐震改修促進に向けた課題

①建築物の耐震化

1)住宅の耐震化

- 特に耐震化率が伸び悩む木造戸建て住宅の耐震化が求められる。
- 平成12年以前の新耐震基準の木造住宅の耐震性について、所有者による確認が求められる。
- 所有者の費用負担軽減に関する周知や環境整備が引き続き求められる。
- 耐震改修に加え、耐震性が不十分な住宅の除却を進めることが求められる。

2)特定既存耐震不適格建築物の耐震化

- 多数の者が利用する建築物等の耐震化を進めることが求められる。
- 倒壊により道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物の実態の把握及び耐震化が求められる。
- 所有者の費用負担軽減に関する周知や環境整備が引き続き求められる。

3)市有建築物の耐震化

- 引き続き、着実に耐震化を進めることが求められる。

4)法律や制度の周知

- 関係法令等や各種制度の最新の情報を正確に周知することが求められる。

②耐震改修促進のための普及・啓発

1)防災意識の向上

- 市民や住宅・建築物の所有者が地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組めるよう意識啓発が求められる。

2)耐震改修促進に関する情報の提供

- 相談体制の充実や助成制度等に関する情報提供の充実が求められる。

3)研修等による人材の確保と活用

- 関連業界と連携し、専門家や事業者の育成など耐震診断・耐震改修の質の向上に努めることが求められる。

③法に基づく適切な指導・助言等の実施

- 法に基づく指導等や耐震改修の計画の認定の適切な運用が求められる。

④その他

1)建築物全体の安全対策

- 構造耐力上主要な部分に加え、天井などの非構造部材やブロック塀などを含む建築物全体の安全対策が求められる。

2)屋内空間の安全性確保に対する知識の普及

- 屋内空間の安全性確保に対する知識の普及が求められる。

第3章 建築物の耐震化の目標

1. 耐震化の目標

①住宅

[現状]耐震化率 94.0%(R5年度末)
⇒[目標]耐震性が不十分なものを
おおむね解消(R17年度末)

②要緊急安全
確認大規模
建築物

[現状]耐震性が不十分なもの 6棟(R5年度末)
⇒[目標]耐震性が不十分なものを
おおむね解消(R12年度末)

2. 目標達成に向けた耐震化への取組

基本方針と目指す姿

基本方針	○住宅・建築物の所有者自らが積極的に耐震化に努めることを基本とする ○北九州市は耐震化促進のための環境整備と適切な指導を行う
------	---

目指す姿	『地震に強いまちの実現』
------	--------------

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

施策	取り組み内容	
建築物の耐震化への取組	(1)住宅の耐震化	① 建築物所有者への啓発 ② 耐震診断及び耐震改修工事等への支援 ③ リフォーム時における耐震化の誘導 ④ 相談体制の充実・強化
	(2)特定既存耐震不適格建築物の耐震化	① 適切な指導等による耐震化の促進 ② 耐震診断及び耐震補強工事等への支援 ③ 建築物の定期報告制度等の活用による耐震化の促進 ④ 防災拠点建築物等の耐震化の促進
	(3)市有建築物の耐震化	
	(4)法律による耐震化の促進	① 耐震改修促進法による耐震化の促進 ② マンション関係法による耐震化の促進
耐震改修促進のための普及・啓発	(1)防災意識の向上	① 北九州市防災ガイドブックを活用した普及啓発 ② 北九州市防災教育プログラムを活用した普及啓発 ③ 地震体験車を活用した普及啓発 ④ 地域ぐるみの防災活動の促進 ⑤ 防災情報の提供
	(2)耐震改修促進に関する情報の提供	① 情報の提供 ② 耐震改修に関するセミナー等の開催
	(3)研修等による人材の確保と活用	① 専門技術者や耐震診断アドバイザー等の育成 ② 地域に根ざした専門的技術者の養成
耐震改修促進に向けた指導等	(1)法に基づく適切な指導・助言等の実施	
その他の施策	(1)建築物の総合的な安全対策の実施	
	① ブロック塀の安全性の向上 ② 窓ガラス等の破損・落下防止 ③ 天井等の非構造部材の安全性の向上 ④ 建築設備全般の安全性向上 ⑤ 関係機関との協力による安全対策の推進 ⑥ 老朽危険家屋に対する取組 ⑦ 空き家に対する取組 ⑧ 自然災害に配慮した防災対策 ⑨ 地震による地盤の液状化災害予防対策	

第5章 計画の実現に向けて

- 国、福岡県、北九州市、市民、関係団体の役割と責務を明確にし、連携を図りながら計画を実行する。